

札幌自治第 7224 号  
令和 3 年 (2021 年) 3 月 26 日

特定非営利活動法人この家  
八木 洋子 様

札幌市長 秋元 克広



特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について

貴法人が運営する事業所「この家」につきまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力停止（新規利用者の受け入れ停止）3 カ月という行政処分が行われました。

このことについて、貴法人の運営状況等の適格性を判断することを目的として、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 41 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めますので、書面で回答してください。

なお、この報告の回答期限を経過しても回答をしない場合又は虚偽の回答をした場合は、法第 80 条第 1 項第 5 号の規定により、理事、監事は 20 万円以下の過料に処されることがあります。

記

- 1 報告を求める事項
  - ア 行政処分内容及び受けた処分の内容
  - イ 行政処分を受けるに至った経緯
  - ウ 行政処分を受ける理由となった事案に関する法人運営上の問題点
  - エ 法令遵守のために必要な法人運営上の改善点及び改善実行計画
  - ※ 上記ア～エに係る意思決定について、法人として行ったことを証する書類（議事録等）を添付してください。
- 2 報告の回答期限  
令和 3 年 (2021 年) 4 月 9 日 (金) 17 時 00 分
- 3 報告の提出先  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市市民文化局市民活動促進担当課 NPO 法人担当係  
(担当：石橋・土田、TEL：011-211-2964 FAX 011-218-5156)